

平成30年3月29日

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

総務省において、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、平成30年2月23日（金）から平成30年3月26日（月）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、以下のとおり3件の御意見をいただきました。いただいた御意見及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

1 背景

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、以下のとおり省令改正を行うこととされたことを受け、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）の所要の改正を行うものです。

◎平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）

住民監査請求に係る職員措置請求書（施行規則13条）については、平成29年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。

2 意見募集の結果

意見募集に係る省令案について、平成30年2月23日（金）から平成30年3月26日（月）までの間、意見の募集を行ったところ、3件の御意見をいただきました。いただいた御意見及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 省令の施行

この意見募集に係る省令案に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令が本日公布されたところであり、平成30年4月1日（日）から施行されます。

（連絡先）総務省自治行政局行政課
担当：山口専門官、南谷係長
電話：03-5253-5510（直通）
FAX：03-5253-5511

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>職業の記載を削除することに賛成です。</p> <p>ところで、条例制定（改廃）請求書様式等には、請求代表者の性別を記載することとされています。</p> <p>近年、LGBTの方への配慮として、住民票記載事項証明書や印鑑証明書などの性別の記載が省略されつつあることや、住所、氏名及び生年月日がわかれば、性別がわからなくとも請求人が誰であるか特定することは可能であると考えられることからすると、当該様式中の性別欄も削除すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る省令案に対する賛成の御意見として承ります。</p> <p>「ところで、」以下の点については、今後の制度検討にあたっての参考意見とさせていただきます。</p>
2	<p>住民監査請求に係る請求書の様式について、職業欄の削除には賛成です。それは、職業が記載されていても、行政が確認するすべがないためです。</p> <p>また、生年月日と男女の記載の追記には反対です。該当地域の住民であるということが、住民監査請求の要件であり、それは、氏名と住所があれば確認できるからです（現に、今も、氏名と住所情報だけで確認できています。）。</p> <p>男女と生年月日については、地方自治法上の要件ではなく、また、前述のとおり、要件の確認にも意味がないため、今後、法に精通する住民と行政の窓口でのトラブルが、容易に想定されます。</p> <p>意味のない改正を、あえてすべきではないと思います。 以上</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る省令案に対する賛成の御意見として承ります。</p> <p>「また、」以下の点については、今後の制度検討にあたっての参考意見とさせていただきます。</p>
3	<p>本改正に反対ではない。むしろ賛成である。</p>	<p>いただいた御意見は、本件意見募集に係る省令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>住民監査請求等については、行政文書開示請求等と同様に、その書類に請求者の職業を記す必要は無いと思われるが、より必要性が高いと思われる警察等への告訴状・告発状にもその記載の必要は（少なくとも必須性としては）無いのであるし、住民監査請求書等から職業欄を削除するのは適切であると思われた。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>見として承ります。</p>